

熊本県企業立地促進資金融資制度要項

(目的)

第1条 この要項は、県内に工場等を新設し、又は増設しようとする企業に対し、必要な資金を長期かつ低利に融資することにより、本県における企業立地を促進し、もって地域経済の活性化や雇用機会の確保に資するとともに、県土の均衡ある発展と県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「企業」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 県が誘致企業として認定した企業
- 二 誘致企業等と生産連携を図るために県内で新增設しようとする協力企業
- 三 その他知事が認めた企業

2 前項に定める「協力企業」とは、同項の誘致企業等に対して、原材料、部品資材、技術等を供給する企業をいい、新設し、又は増設される生産設備に係る生産額の50パーセント以上のものを継続して誘致企業等に供給する者をいう。

(融資資金)

第3条 県は、この制度の運用のための資金を予算の範囲内で取扱金融機関に預託するものとする。

2 取扱金融機関は、預託を受けた資金に、一般資金及び電力供給設備資金については200パーセント以上、特別資金については100パーセント以上の自己資金を加えて、融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第4条 県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫、信用協同組合及び商工組合中央金庫熊本支店とする。

(融資対象企業)

第5条 融資の対象となる企業は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 一般資金

ア 立地決定後3年以内に操業開始するものであること。ただし、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により、3年以内の操業開始が困難となった場合、企業から変更計画が提出され、知事がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

イ 投下固定資産額（投資計画が3年以上にわたる場合は、3年以内の合計額をいう。）が1億円以上であること。なお、同条第1項のウ（2）から（4）の事業は5千万円以上であること。

ウ 事業が、次の各号のいずれかに属するものであること。

- (1) 雇用増 5 人以上の製造業
- (2) 雇用増 5 人以上のソフトウェア業
- (3) 雇用増 3 人以上の特定分野研究開発業
- (4) 雇用増 5 人以上の農商工連携施設等
- (5) 雇用増 5 人以上の道路貨物運送業
- (6) 雇用増 5 人以上のこん包業
- (7) 雇用増 5 人以上の倉庫業
- (8) 雇用増 5 人以上の卸売業
- (9) 雇用増 10 人以上の産業支援サービス業務施設
- (10) 雇用増 50 人以上の広域的業務拠点施設

二 特別資金

ア 立地決定後 5 年以内に操業開始するものであること。

イ 融資対象企業は別表に掲げる企業とする。ただし、別表の 4 に掲げる外資系企業については、投下固定資産額が 1 億円以上であること。

(融資条件)

第 6 条 取扱金融機関が行う融資条件は、次のとおりとする。

一 一般資金

ア 融資限度額

一企業当たり投下固定資産額（投資計画が 3 年以上にわたる場合は、3 年以内の合計額をいう。）の 3 分の 2 以内の額とし、2 億円を限度とする。ただし、県営工業団地の貸付制度を利用していた土地の取得に要する場合は、その必要額を限度とする。

イ 資金の用途

- (1) 工場等の建設者が行う用地取得及び造成に要する資金
- (2) 工場等の建設又は購入に要する資金
- (3) 構築物の建設に要する資金
- (4) 機械設備に要する資金
- (5) 県営工業団地の貸付制度を利用していた土地の取得に要する資金

ウ 融資利率

年利 1.9% 以内

エ 融資期間

15 年以内（うち据置期間 3 年以内）とする。

オ 返済方法

均等分割返済

二 特別資金

ア 融資限度額

- (1) 一企業当たり投下固定資産額（投資計画が 5 年以上にわたる場合は、5 年以内の合計額とする。）の 3 分の 2 以内の額とし、4 億円を限度とする。ただし、県営工業団地の貸付制度を利用していた土地の取得に要する場合は、

その必要額を限度とする。

(2) 別表に掲げる外資系企業については、一企業当たり投下固定資産額（投資計画が3年以上にわたる場合は、3年以内の合計額をいう。）の3分の2以内の額とし、4億円を限度とする。

イ 資金の用途

一般資金に同じ

ウ 融資利率

年利1.7%以内

エ 融資期間

15年以内（うち据置期間3年以内）とする。

オ 返済方法

均等分割返済

三 電力供給設備資金

ア 融資限度額

電力供給設備を設置する企業等に対しては、2億円を限度として一般資金のほかに更に貸し付けるものとする。

イ 資金の用途

電力供給設備工事費負担金の支払に要する資金

ウ 融資利率

年利1.9%以内

エ 融資期間

15年以内（うち据置期間3年以内）とする。

オ 返済方法

均等分割返済

四 その他

本条に定めるもの以外の融資条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

（融資の申込み）

第7条 融資を受けようとする者は、熊本県企業立地促進資金融資申込書（別記第1号様式）を取扱金融機関に提出するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により提出された申込書の写しと意見書（別記第2号様式）を添えて知事に協議するものとする。

（融資の依頼）

第8条 知事は、前条の規定により協議を受けた場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、熊本県企業立地促進資金融資審査結果通知書（別記第3号様式）により取扱金融機関に融資を通知するものとする。

（融資の決定）

第9条 前条の規定による通知を受けた取扱金融機関は、速やかに融資の可否を決定し、

熊本県企業立地促進資金融資決定報告書（別記第4号様式）により知事に報告するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資を決定する場合において、一の融資依頼であっても、融資を受けようとする者の資金を必要とする時期を考慮し、適当と認めるときは分割して融資を行うことができるものとする。

（融資状況等の報告）

第10条 取扱金融機関は、資金の融資を行った場合には、速やかに熊本県企業立地促進資金融資実行報告書（別記第5号様式）により、知事に報告するとともに、翌年度の4月20日までに融資状況を熊本県企業立地促進資金融資残高報告書（別記第6号様式）により知事に報告するものとする。

（事業完了の報告）

第11条 融資を受けた者は、融資に係る事業の終了後速やかに熊本県企業立地促進資金融資対象事業完了報告書（別記第7号様式）により知事に提出するものとする。

（繰上償還）

第12条 知事は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において融資した資金の繰上償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

（1）融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

（2）融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認める事実があったとき。

（協議等）

第13条 知事は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

（施行日等）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日等)

この要項は、令和4年(2022年)2月14日から施行する。

別表（融資対象企業）

1 製造業及びソフトウェア業

（１）事業所が次のいずれかの業種（日本標準産業分類（平成１９年総務省告示第６１８号）以下「日本標準産業分類」という。）に属するものであること。

ア 製造業

イ ソフトウェア業

（２）投下固定資産額が１００億円以上の企業とし、操業時に１００人以上の雇用が見込めること。

2 特定分野研究開発業

（１）特定分野研究開発業は、日本標準産業分類で半導体関連、自動車関連、新製造技術関連、環境関連、情報通信関連、医療・福祉関連及びバイオテクノロジー関連の業種であるもの。

（２）投下固定資産額が５０億円以上の企業とし、操業時に５０人以上の雇用が見込めること。

3 農商工連携施設等

（１）地域の基幹産業である農林水産業と商工業等の産業間で連携を図りながら取り組む施設。

（２）投下固定資産額が５０億円以上の企業とし、操業時に５０人以上の雇用が見込めること。

4 外資系企業

業種が１及び２若しくは３に掲げる企業であり、外資比率が５０％を超える企業